事例8:その他(安全管理の不備)に関するもの

発生日時 2003年(平成15年)1月26日(日)14時25分ごろ

型 式 ホームビルト三河式トライク-G25 型(体重移動操縦型)

事故概要 場外離着陸場を離陸した後、低空で飛行中、西側の木曽川水面に車輪が接触した

後、水没した。操縦者は機体から離れたが、その後川底から発見され収容された。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、死亡した。同機は損傷がなかった。

事故時の飛行状況

離陸

タッチ・アンド・ゴー

木曽川上空を飛行

徐々に降下

主車輪が水面に接触



墜落•水没

機体近くの水面に 操縦者を確認

機体水没地点で 操縦者発見できず

川底で操縦者を発見



死亡を確認

付図1 推定飛行経路図



堤防道路

下流

推定飛行経過

単位: m

事故現場

船着場

写真1 事故機





国土地理院 1/2万5千 地形図を使用。

遺体の状況から、操縦者は、水面への接触・水没によっては負傷しなかったものと推定される。

富安品

立田大橋

- 機体の状況から、墜落時に操縦者は、シートベルト、ヘルメットを自ら外したものと推定される。
- 教命胴衣は、操縦者が場外離着陸場へ機体を運んできた自動車の 座席に残されていた。→救命胴衣を着けず水上を飛行

機体から離れて水面に出た後、溺死したものと推定される。

【原因:発見・認知・認識の不足】

場外付近で場周経路を飛行中、木曽川の水面近くを低高度で飛行し、誤って主車輪が水面に接触したため、同機が水没し、操縦者が、自力で機体から離れた後、溺死したことによるものと推定される。

主車輪が水面に接触したことは、操縦者が水面近くを低高度で飛行中、高度判断を誤ったものと考えられる。

【要因:安全管理の不備】

水没した機体から離れた後、溺死したのは、 泳ぎが不得意であったこと及び救命胴衣を 着けていなかったことによるものと推定される。